

平成30年3月30日
鉄道局総務課

産業競争力強化法に基づく「事業再編計画」の認定について

国土交通省は、大阪市交通局（以下、「申請者」という。）から提出された産業競争力強化法に基づく「事業再編計画」について、平成30年3月28日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

申請者から平成30年2月23日付けで提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法第24条第5項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第11項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、不動産所有権の取得等に係る登録免許税の軽減措置、現物出資の調査に関する特例（現物出資に係る検査役調査を不要とするもの）を受けることが可能となります。

2. 事業再編計画の実施時期

開始時期 平成30年4月 ～ 終了時期 平成33年3月

3. 申請者の概要

名 称：大阪市交通局
代 表 者：塩谷 智弘
所 在 地：大阪府大阪市西区九条南1-12-62

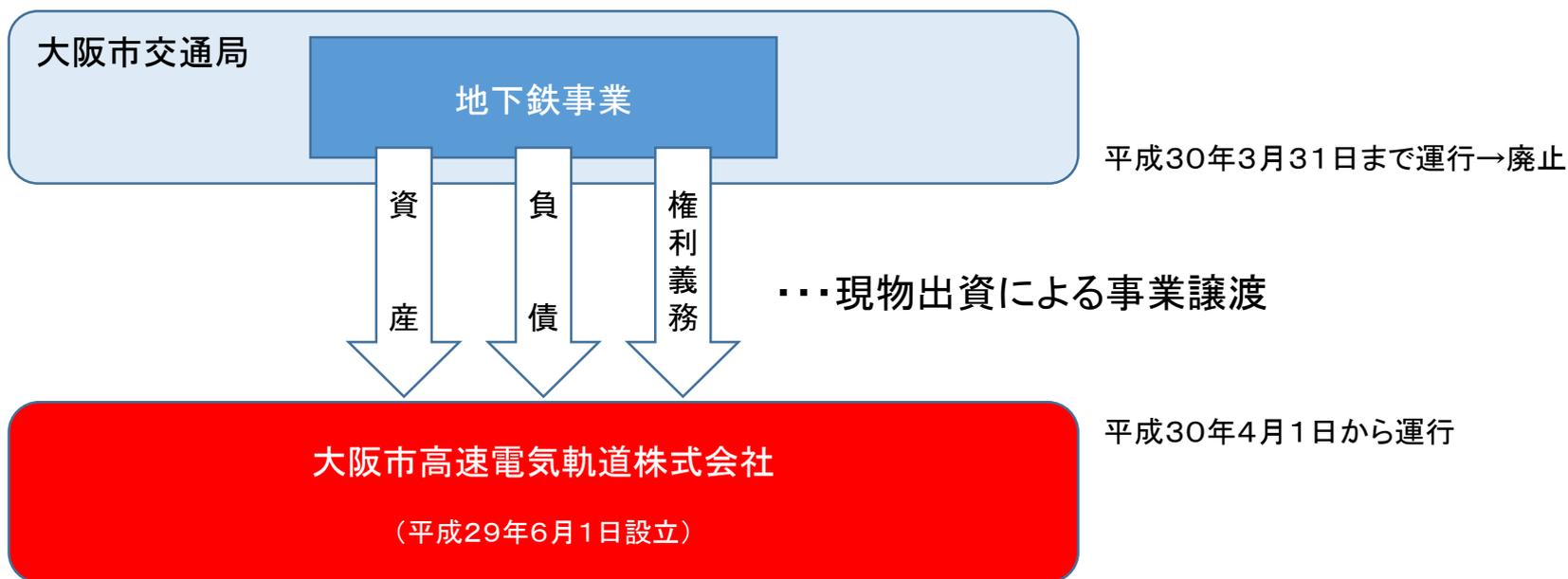
【問い合わせ先】

鉄道局総務課 高橋、石山
代表：03-5253-8111（内線：40612）
直通：03-5253-8542、FAX：03-5253-1633

大阪市営地下鉄事業の事業再編について

- 大阪市交通局が地下鉄事業を引き継ぐ準備会社(大阪市高速電気軌道株式会社)を設立し、その後、現物出資により事業を引き継ぐ。
- なお、現物出資の対象は大阪市交通局が地下鉄事業に関して保有している資産、負債並びにその他権利義務としている。

<事業再編の形>



<支援措置>

- ① 現物出資の円滑化 : 現物出資時の検査役の財産価額調査を不要とする
- ② 登録免許税の軽減 : 資本金の増加、不動産の所有権の取得を行う際にかかる登録免許税を軽減する

大阪市営地下鉄事業の事業再編について(計画の概要)

【計画期間】 [計画開始から3年以内]
⇒ 平成30年4月～平成33年3月

【生産性の向上】
・ 有形固定資産回転率 [≥5%]
⇒ 26%向上

【財務の健全性】
・ 有利子負債／キャッシュフロー [≤10倍]
⇒ 6.7倍
・ 経常収支比率 [≥100%]
⇒ 176.9%

【雇用への配慮】 [労働組合等との協議、雇用の安定等に配慮]
⇒ 労働組合と十分な意見交換や協議を行ってきており、大阪市高速電気軌道株式会社への転籍を中心に雇用対策を実施。

【事業構造の変更】
⇒ 事業又は資産の譲受け、譲渡

【前向きな取組】
・ 新商品、新サービスの開発・生産・提供 [全社売上高における新商品等の売上高比率≥1%]
⇒ 11.8% (IC 連絡定期券の発売)

様式第十八（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日 平成30年3月28日

2. 認定事業者名 大阪市交通局

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

大阪市営地下鉄事業については、昭和8年に公営地下鉄として初めて開業し（梅田～心斎橋間）、大阪市域の発展とともに路線の拡充に取り組んできたことにより、現在ではニュートラム（南港ポートタウン線）を含め、9路線137.8キロメートルのネットワークを形成し、1日あたり約246万人のお客様にご利用いただいております。大阪都市圏の中核的交通機関として社会経済活動を支えています。

このように都市のインフラ整備という民間では参入できない部分を公が担いつつ、その拡大・充実に努め、バリアフリー施策についても「ひとにやさしい市営交通」として先進的に取り組んできました。

また、公営企業としての経済性の発揮という視点から継続的な経営改善努力に取り組んだ結果、平成22年度末には公営地下鉄事業では初めて累積欠損金を解消することができました。

しかしながら、今後の少子高齢化の急速な進展、大阪市財政の硬直化、公営としての企業経営上の制約といった視点を考えあわせると、将来的にも地下鉄事業を持続・発展していくとともに顧客に新たな価値を提供していくためには、より経営の自由度が高く競争力を発揮できる組織体に移行させていく必要がある。

そうしたことから、公営企業から大阪市が100%出資する株式会社へ組織形態を根本的に変革するとともに、株式会社化に際しての資産価額の圧縮などによる資産効率の向上や効率的な事業運営、輸送サービスのさらなる向上、積極的な新規事業の展開など事業全般のあり方を再編することによって、企業の成長とともに大阪経済の活性化・成長にも貢献できるものである。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、目標年度（平成32年度）には基準年度（平成28年度）と比較して、有形固定資産回転率を26%向上させることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、目標年度には有利子負債はキャッシュフローの6.7倍、経常収支率は176.9%となる予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

地下鉄事業（軌道法に基づく軌道事業、鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業）

<選定理由>

大阪市交通局は、大阪市域を中心に地下鉄・中量軌道計9路線、営業キロ137.8キロメートルのネットワークを運営し、乗車人員は年間約8億9,700万人（1日平均約246万人）の輸送を担っており、将来的にも関西経済、地域住民の社会生活に必要な基幹公共交通機関である。

大阪市交通局は地下鉄事業とバス事業を運営しているが、平成28年度の収益構造をみると、両事業をあわせた営業収益における地下鉄事業の営業収益の割合は93%であり、地下鉄事業は大阪市交通局における中核事業となっており、株式会社化後も地下鉄事業を核に成長・発展を目指している。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

大阪市営地下鉄事業の株式会社化によって公営企業の枠を超えた自由な経済活動が可能な事業者となり、効率的な経営の推進、民間ならではの柔軟な契約手法の導入に伴うコスト削減等を見込んでいる。また、資産の再評価を行うことによって、財務体質の一層の強化が図られることから、経常利益率や有利子負債/EBITDA倍率については在阪民間鉄道事業者との比較でも遜色のない経営成績を見込んでいる。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にはなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれはない。

（事業の構造の変更）

大阪市交通局が地下鉄事業を引き継ぐ準備会社（大阪市高速電気軌道株式会社）を設立し、その後、現物出資により事業を引き継ぐとしている。

なお、現物出資の対象は大阪市交通局が地下鉄事業に関して保有している資産、負債並びにその他権利義務としている。

【株式会社化等のスケジュール】

- ・平成29年3月28日 「大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案」可決
- ・平成29年6月1日 準備会社（大阪市高速電気軌道株式会社）設立
- ・平成29年9月27日 大阪市交通局と大阪市高速電気軌道株式会社との間で「現物出資による事業の譲渡譲受に関する契約書」を締結
- ・平成29年10月17日 事業の譲渡譲受について申請
- ・平成29年12月18日 事業の譲渡譲受について許認可
- ・平成30年3月31日 現物出資による事業の譲渡
終了時点 なお、大阪市高速電気軌道株式会社は、現物出資の対価として大阪市交通局に新株を発行
- ・平成30年4月1日 大阪市営地下鉄事業の廃止

(事業の分野又は方式の変更)

大阪市交通局におけるICカード乗車券については、平成18年2月、ポストペイ方式のPiTaPaを導入し、その特徴を活かした様々な割引サービスを導入してきた。一方、幅広くICカード乗車券が使えるという観点から、導入当初からJR西日本ICOCAとの相互利用についても対応してきたほか、平成25年3月の交通系ICカード乗車券の全国相互利用にも対応するなど、環境整備に努めてきた。

しかしながら、当局固有の利用者については、PiTaPaのポストペイサービスを導入したものの、他社線との連絡、会社での通勤手当の承認等といった課題から、磁気定期券は依然、約30%のシェアを有しており、乗越精算や他社線連絡といったサービスの利便性やIC専用改札機の導入によるコスト削減といった観点から課題となっている。

平成29年4月から、ICOCA定期券の発売を開始したが、ICカードによる連絡定期券は発売できていないため、IC化率の上昇は伸び悩んでいる。そこで、民営化を契機に、IC連絡定期券を導入することで、相互の鉄道利用の利便性を向上させ、一層の利用拡大を図るとともに、IC化率の向上を図っていきたい。

IC連絡定期券の導入によって、多くの利用者に新たなICカードサービスを利用していただけることになり、新商品の導入による全社売上高の1%以上の売上高比率という指標についても達成できると見込んでいる。

(2) 事業再編を行う場所の住所

(事業譲渡側)

大阪市西区九条南一丁目12番62号
大阪市交通局

(事業譲受側)

大阪市西区九条南一丁目12番62号
大阪市高速電気軌道株式会社

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表1のとおり

5. 変更後の事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成30年4月

終了時期：平成33年3月

6. 変更後の事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数 (平成29年4月時点)

大阪市交通局 5,160名

大阪市高速電気軌道株式会社 0名

- (2) 事業再編の終了時期の従業員数
- | | |
|---------------|--------|
| 大阪市交通局 | 0名 |
| 大阪市高速電気軌道株式会社 | 4,721名 |
- (3) 事業再編に充てる予定の従業員数
- | | |
|---------------|--------|
| 大阪市交通局 | 0名 |
| 大阪市高速電気軌道株式会社 | 4,721名 |
- (4) (3) 中、新規に採用される従業員数
- | | |
|---------------|------|
| 大阪市交通局 | 0名 |
| 大阪市高速電気軌道株式会社 | 546名 |
- (5) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数
- | | |
|---------|--------|
| 出向予定人員数 | 0名 |
| 転籍予定人員数 | 4,778名 |
| 自己退職人員数 | 130名 |
| 解雇予定人員数 | なし |

別表

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置	
法第2条第11項第1号の要件			
	ホ 事業又は資産の譲渡	<p>大阪市交通局から大阪市高速電気軌道株式会社へ現物出資により事業を譲渡する</p> <p>①譲り渡す事業又は資産の内容及び価額 484,288,980,766円</p> <p>②新株を引き受ける者 大阪市交通局</p> <p>③譲渡期日 平成30年4月1日</p>	<p>法第30条（株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例）</p> <p>租税特別措置法第80条第1項（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>
法第2条第11項第2号の要件			
	イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化	<p>これまで発売していない他社線とのIC連絡定期券の発売により、平成32年度には当該商品の売上高を当社の全売上高の11.8%以上とすることを目標とする。</p>	